

教 健 体 第 1245 号
令和 6 年 (2024年) 3 月 26 日

各 教 育 局 長
関係道立特別支援学校長
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長) 様
(各共同調理場長)
各学校給食組合教育委員会教育長
(各共同調理場長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今村 隆之

学校における食育推進体制の整備について (通知)

平成17年に成立した食育基本法の前文には、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である」「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付ける (後略)」と記載されており、教育関係者に対し積極的に食育を推進するよう求めています。

こうした中、学校における栄養教諭を中心とした食育の推進や、栄養教諭が活動しやすい環境づくりについて検討するため、「学校における食育推進体制の整備に向けた実態調査について」(令和5年(2023年)9月8日付け教健体第580号)により調査を実施し、別紙1のとおり結果をまとめました。

また、この調査結果から見えた課題を踏まえ、別紙2のとおり、改善に向けたポイントを作成しました。

これに加えて、「学校における食育の推進について」(平成27年5月29日付け教健体第208号)で通知した「学校における食育推進モデルプログラム」を一部改正しましたので、併せて通知します。

つきましては、各学校において、これらの資料を積極的に活用し、食育推進体制の整備に万全を期していただくようお願いします。

記

- ・ 学校における食育推進体制の整備に向けた実態調査結果 (別紙1)
- ・ 「学校における食育推進体制の整備に向けた実態調査」の結果から見えた課題及び改善に向けたポイント (別紙2)
- ・ 学校における食育推進モデルプログラム (令和6年3月一部改正)
(北海道教育委員会 HP <https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/183741.html>)

【参考資料】

- 「栄養教諭の任用について」(平成18年12月1日付け教学健第1070号)
- 「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」(平成29年3月文部科学省)
(文部科学省 HP https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1385699.htm)

学校給食振興・指導係
担当：沼尾、三好
TEL：011-206-6913
内線：35-667、35-668

学校における食育推進体制の整備に向けた実態調査結果

1 調査対象

(1) 回答校数 (校)

| | |
|------|-----|
| 小学校 | 201 |
| 中学校 | 44 |
| 道立学校 | 51 |
| 計 | 296 |

(2) 回答人数

ア 栄養教諭等 (人)

| | |
|--------|-----|
| 栄養教諭 | 294 |
| 学校栄養職員 | 2 |
| 計 | 296 |

イ 管理職 (人)

| | |
|-----|-----|
| 校長 | 29 |
| 副校長 | 3 |
| 教頭 | 263 |
| 計 | 295 |

2 食に関する指導及び学校給食の管理の状況

- | | | |
|----------------------|---------------|---------|
| (1) 食に関する指導を担当する学校数 | 栄養教諭等 1人あたり平均 | 4.2 校 |
| (2) 食に関する指導を担当する学級数 | 栄養教諭等 1人あたり平均 | 27.2 学級 |
| (3) 学校給食の管理を担当する調理場数 | 栄養教諭等 1人あたり平均 | 1.4 調理場 |
| (4) 学校給食の管理を担当する総食数 | 栄養教諭等 1人あたり平均 | 1,534 食 |

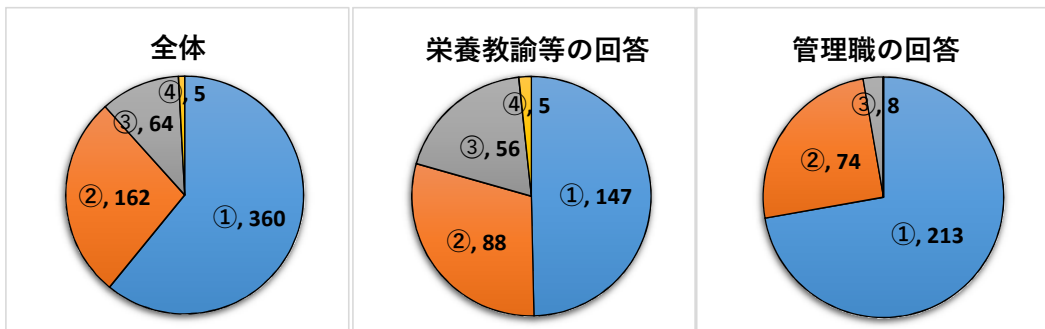
3 食育の推進の必要性について（栄養教諭等及び管理職の回答を比較）

（1）質問項目 ※いずれか選択

- ①重要と認識され、学校経営方針に食育を位置づけるなど校長が主体的に推進している。
- ②必要性が認識され、栄養教諭等担当者への支援が行われている。
- ③必要性は感じられているが、推進体制の整備等に課題がある。
- ④その他

（2）回答結果

| 項目 | 全体 | | 栄養教諭等 | | 管理職 | |
|----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 |
| ① | 360 | 61% | 147 | 50% | 213 | 72% |
| ② | 162 | 27% | 88 | 30% | 74 | 25% |
| ③ | 64 | 11% | 56 | 19% | 8 | 3% |
| ④ | 5 | 1% | 5 | 2% | 0 | 0% |
| 計 | 591 | | 296 | | 295 | |



（3）「④その他」の具体的内容

ア 栄養教諭等の回答

| |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・ 毎日の学校給食の充実に取り組み、現状把握の段階。校内では、食についての単元で食育が扱われている。給食が教材として活用されるのはこれから。 |
| ・ 必要性を認識しているが、栄養教諭から声かけを行うことで実施している。 |
| ・ 担当校が3校あり、学校によってそれぞれ違う。 |
| ・ 重要と認識され、学校経営方針に食育を位置づけるなど校長が主体的に推進しているが、学校と寄宿舎の2つの厨房、3食の給食経営管理行っているため事務的業務が多く食育に取り組めていない。 |
| ・ 本務校以外の担当する学校によって、位置づけが違う。 |

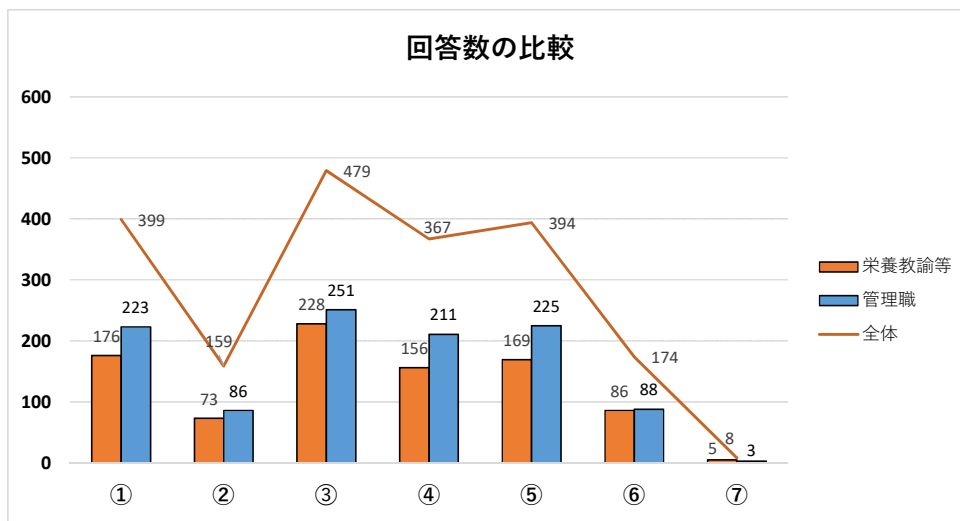
4 食育推進体制の整備について（栄養教諭等及び管理職の回答を比較）

（1）質問項目 ※複数選択可

- ①全校体制で組織的に食育が推進できるよう、食育・学校給食に関する各種計画が策定されている。
- ②食育が推進できるよう、進行管理をする委員会が設置されている。
（既存の委員会等の活用含む）
- ③栄養教諭等が中心となって関係教職員と連携・協力しながら全体計画が作成されている。
- ④全教職員の共通理解の下に、効果的な指導を進めることができるよう配慮されている。
- ⑤食育（食に関する指導）が教育課程に位置づけられている。
- ⑥学年・学級経営方針等に食育が位置づけられている。
- ⑦その他

（2）回答結果

| 項目 | 全体 | | 栄養教諭等 | | 管理職 | |
|----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 |
| ① | 399 | 68% | 176 | 59% | 223 | 76% |
| ② | 159 | 27% | 73 | 25% | 86 | 29% |
| ③ | 479 | 81% | 228 | 77% | 251 | 85% |
| ④ | 367 | 62% | 156 | 53% | 211 | 72% |
| ⑤ | 394 | 67% | 169 | 57% | 225 | 76% |
| ⑥ | 174 | 29% | 86 | 29% | 88 | 30% |
| ⑦ | 8 | 1% | 5 | 2% | 3 | 1% |
| 全体 | 591 | | 296 | | 295 | |



（3）「④その他」の具体的内容

ア 栄養教諭等の回答

- ・各学年、学級の指導計画等の中身を把握しきれていないが、義務部は積極的に食育に力を入れている。
- ・今年度異動し、献立作成等の業務で食育の推進体制をあまり把握できていない。
- ・全体計画が作成されているが、認知されていない。（前任の栄養教諭が作成し、全体のものにはなっていない。）
- ・管内小中学校9年間を通した食に関する指導の全体計画を栄養教諭も参画して、教育委員会で作成。教育委員会より各学校に配布。
- ・全体計画は栄養教諭が作成していて、学校運営にも掲載しているが、教育課程に位置付けがされていないため、栄養教諭がその都度、学年や学級担任と連携し、食に関する授業等に参加する形になっている。

イ 管理職の回答

- ・各分掌等運営計画に食育について位置づけしている。
- ・今年度から栄養教諭が新しく赴任したため、児童生徒の食育の現状把握を教員・養護教諭と共に行っている段階。全体計画の作成については見直しが必要。
- ・給食センターから依頼される「食に関する指導」の文書を全校で確認。

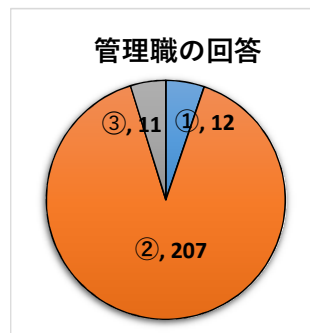
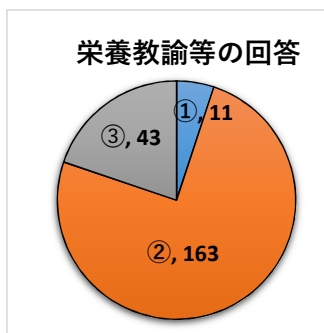
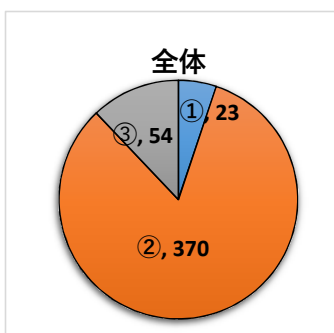
5 栄養教諭等が共同調理場を兼務する際や、本務校以外の調理場を管理する際の勤務時間や一定期間の勤務パターンなどの定め方について（栄養教諭等及び管理職の回答を比較）

(1) 質問項目 ※いずれか選択

- ①校長のみで定めている。
- ②校長が市町村教育委員会、共同調理場長、栄養教諭等の何れかと協議して定めている。
- ③定めていない。

(2) 回答結果

| 項目 | 全体 | | 栄養教諭等 | | 管理職 | |
|----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 |
| ① | 23 | 5% | 11 | 5% | 12 | 5% |
| ② | 370 | 83% | 163 | 75% | 207 | 90% |
| ③ | 54 | 12% | 43 | 20% | 11 | 5% |
| 計 | 447 | | 217 | | 230 | |



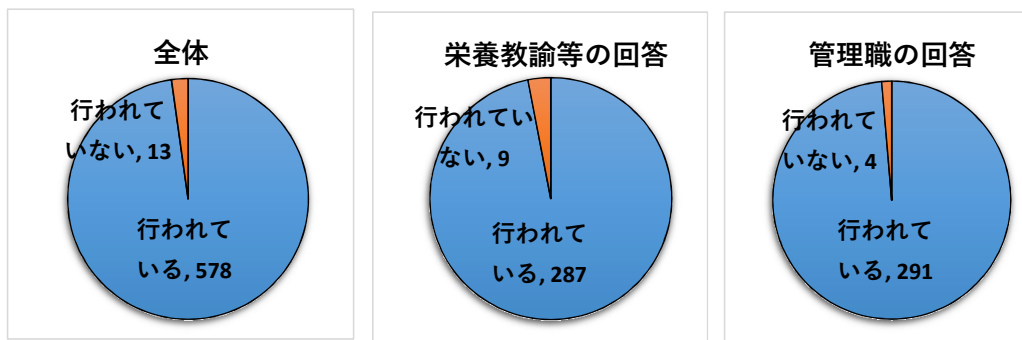
6 栄養教諭等の勤務時間管理について（栄養教諭等及び管理職の回答を比較）

(1) 質問項目 ※いずれか選択

- ①一般教諭と同様に行われている。
- ②行われていない。

(2) 回答結果

| 項目 | 全体 | | 栄養教諭等 | | 管理職 | |
|---------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 |
| 行われている | 578 | 98% | 287 | 97% | 291 | 99% |
| 行われていない | 13 | 2% | 9 | 3% | 4 | 1% |
| 計 | 591 | | 296 | | 295 | |



(3) 「②行われていない」の理由

ア 栄養教諭等の回答

| |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・一般教諭と違い学校だけの勤務ではないため、学校の管理職も把握が出来ない。 |
| ・学校での勤務時間よりも教育委員会(給食センター)で勤務する時間の方が多く、出退勤システムも教育委員会にはないため。また早朝と夜間、休日を含め、超過勤務をしているが管理されていない状況のため、学校では把握されていない。 |
| ・共同調理場での勤務時間が多く、勤務内容を把握できていないため。 |
| ・給食センターでの勤務時間が早いいため、35分勤務時間が他の先生とずれている。 |

イ 管理職の回答

| |
|-------------------------------------------------|
| ・朝は学校へ出勤するが、午後3時以降は給食センターでの業務となり、終了時刻の把握が難しいため。 |
| ・勤務開始時と勤務終了時は給食センター勤務をしているため。 |
| ・一般教諭と勤務体系が違うので、行っていない。 |
| ・普段は給食センターに直接出退勤しているため。 |

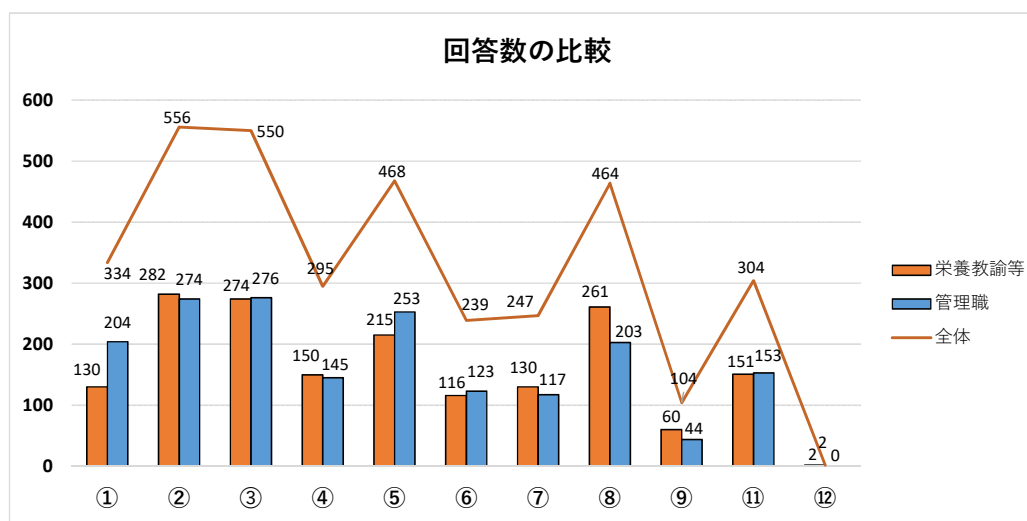
7 栄養教諭等が食に関する指導と学校給食の管理を円滑に行うために、配慮されている項目について（栄養教諭等及び管理職の回答を比較）

(1) 質問項目 ※複数選択可

- ①教職員全体で組織的に食育を推進するための体制が整備されている。
- ②栄養教諭等が、校務分掌の中に位置づけられている。
- ③本務校に栄養教諭等用の校務用コンピュータが整備されている。
- ④本務校に栄養教諭等用の指導用コンピュータが整備されている。
- ⑤日常の業務分担や学校行事等への参画について配慮されている。
- ⑥調理場全体の業務分担を見直し、栄養教諭等の業務が精選されている。
- ⑦自治体が主体となるなどして、調理員を対象とした衛生管理の研修が行われている。
- ⑧給食管理ソフトの導入など、事務の効率化が図られている。
- ⑨調理場において、業務を補助する栄養士が配置されている。
- ⑩連絡調整を円滑に行うため、調理員のリーダー制が導入されている。
- ⑪調理場における栄養教諭等不在時の体制が整備されている。
- ⑫その他

(2) 回答結果

| 項目 | 全体 | | 栄養教諭等 | | 管理職 | |
|------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 |
| ① | 334 | 57% | 130 | 44% | 204 | 69% |
| ② | 556 | 94% | 282 | 95% | 274 | 93% |
| ③ | 550 | 93% | 274 | 93% | 276 | 94% |
| ④ | 295 | 50% | 150 | 51% | 145 | 49% |
| ⑤ | 468 | 79% | 215 | 73% | 253 | 86% |
| ⑥ | 239 | 40% | 116 | 39% | 123 | 42% |
| ⑦ | 247 | 42% | 130 | 44% | 117 | 40% |
| ⑧ | 464 | 79% | 261 | 88% | 203 | 69% |
| ⑨ | 104 | 18% | 60 | 20% | 44 | 15% |
| ⑩ | 315 | 53% | 179 | 60% | 136 | 46% |
| ⑪ | 304 | 51% | 151 | 51% | 153 | 52% |
| ⑫ | 2 | 0% | 2 | 1% | 0 | 0% |
| 回答者数 | 591 | | 296 | | 295 | |



(3) 「⑫その他」の具体的内容

ア 栄養教諭等の回答

- ・調理場で補助をする栄養士がいるが事務職を兼ねており、栄養教諭の不在時の役割を担うことができない現状。
- ・入札業務の精選

8 学校給食の管理に関する業務を担当している職員について（管理職の回答のみ）

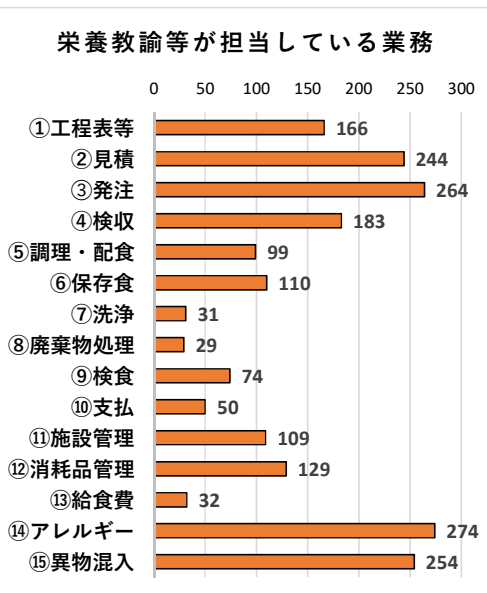
（1）質問項目 ※複数選択可

- ①作業工程表・作業動線図の作成
- ②学校給食用食品の見積合わせ
- ③学校給食用食品の発注
- ④学校給食用食品の検収
- ⑤調理及び配食作業
- ⑥保存食の採取・使用水の確認
- ⑦食器・食缶等の洗浄
- ⑧廃棄物の処理
- ⑨検食
- ⑩学校給食用食品の支払
- ⑪施設設備の管理
- ⑫給食用消耗品の管理（発注・手配等含む）
- ⑬給食費の徴収及び管理
- ⑭食物アレルギー対応
- ⑮異物混入等の対応

（2）回答結果

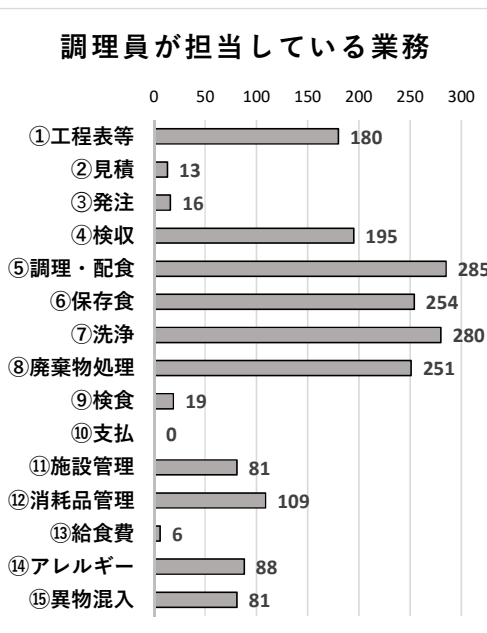
ア 栄養教諭等が担当している業務

| 項目 | 回答数 | 割合 |
|--------|-----|-----|
| ①工程表等 | 166 | 56% |
| ②見積 | 244 | 83% |
| ③発注 | 264 | 89% |
| ④検収 | 183 | 62% |
| ⑤調理・配食 | 99 | 34% |
| ⑥保存食 | 110 | 37% |
| ⑦洗浄 | 31 | 11% |
| ⑧廃棄物処理 | 29 | 10% |
| ⑨検食 | 74 | 25% |
| ⑩支払 | 50 | 17% |
| ⑪施設管理 | 109 | 37% |
| ⑫消耗品管理 | 129 | 44% |
| ⑬給食費 | 32 | 11% |
| ⑭アレルギー | 274 | 93% |
| ⑮異物混入 | 254 | 86% |
| 全体 | 295 | |



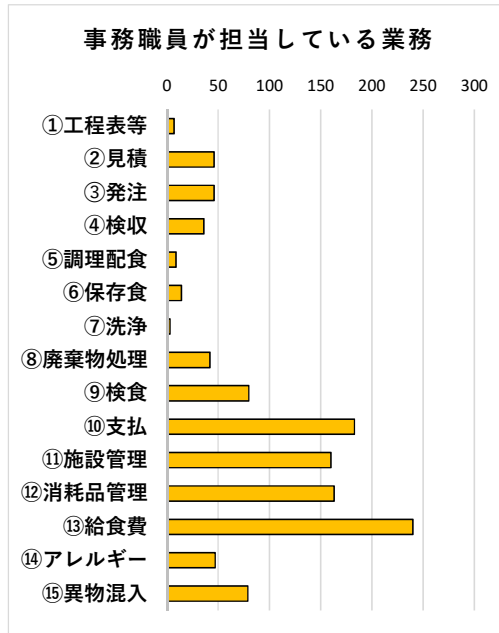
イ 調理員が担当している業務

| 項目 | 回答数 | 割合 |
|--------|-----|-----|
| ①工程表等 | 180 | 61% |
| ②見積 | 13 | 4% |
| ③発注 | 16 | 5% |
| ④検収 | 195 | 66% |
| ⑤調理・配食 | 285 | 97% |
| ⑥保存食 | 254 | 86% |
| ⑦洗浄 | 280 | 95% |
| ⑧廃棄物処理 | 251 | 85% |
| ⑨検食 | 19 | 6% |
| ⑩支払 | 0 | 0% |
| ⑪施設管理 | 81 | 27% |
| ⑫消耗品管理 | 109 | 37% |
| ⑬給食費 | 6 | 2% |
| ⑭アレルギー | 88 | 30% |
| ⑮異物混入 | 81 | 27% |
| 全体 | 295 | |



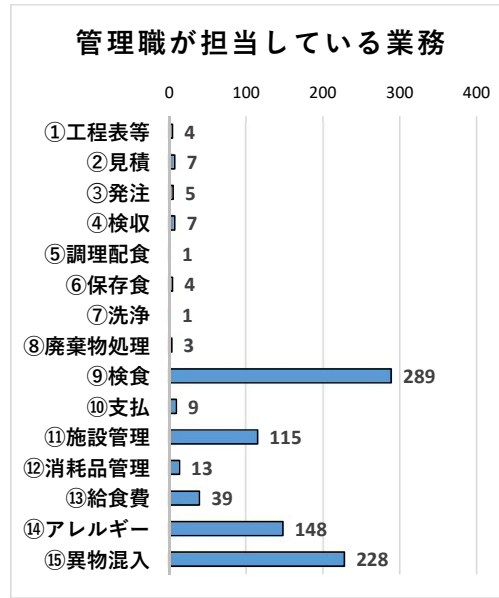
ウ 学校事務職員又は調理場等の事務職員が担当している業務

| 項目 | 回答数 | 割合 |
|--------|-----|-----|
| ①工程表等 | 7 | 2% |
| ②見積 | 46 | 16% |
| ③発注 | 46 | 16% |
| ④検収 | 36 | 12% |
| ⑤調理配食 | 9 | 3% |
| ⑥保存食 | 14 | 5% |
| ⑦洗浄 | 3 | 1% |
| ⑧廃棄物処理 | 42 | 14% |
| ⑨検食 | 80 | 27% |
| ⑩支払 | 183 | 62% |
| ⑪施設管理 | 160 | 54% |
| ⑫消耗品管理 | 163 | 55% |
| ⑬給食費 | 240 | 81% |
| ⑭アレルギー | 47 | 16% |
| ⑮異物混入 | 79 | 27% |
| 全体 | 295 | |



エ 管理職が担当している業務

| 項目 | 回答数 | 割合 |
|--------|-----|-----|
| ①工程表等 | 4 | 1% |
| ②見積 | 7 | 2% |
| ③発注 | 5 | 2% |
| ④検収 | 7 | 2% |
| ⑤調理配食 | 1 | 0% |
| ⑥保存食 | 4 | 1% |
| ⑦洗浄 | 1 | 0% |
| ⑧廃棄物処理 | 3 | 1% |
| ⑨検食 | 289 | 98% |
| ⑩支払 | 9 | 3% |
| ⑪施設管理 | 115 | 39% |
| ⑫消耗品管理 | 13 | 4% |
| ⑬給食費 | 39 | 13% |
| ⑭アレルギー | 148 | 50% |
| ⑮異物混入 | 228 | 77% |
| 全体 | 295 | |



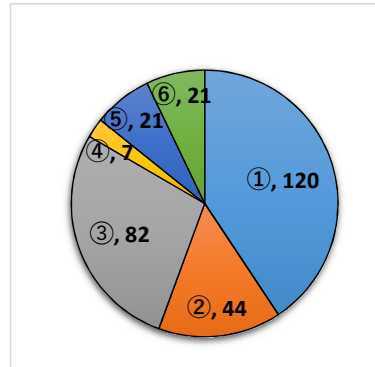
9 受配校における栄養教諭等による食に関する指導について（管理職の回答のみ）

(1) 質問項目 ※いずれか選択

- ①栄養教諭等が食に関する全体計画・年間指導計画の作成から携わり、計画的に指導している。
- ②栄養教諭等が食に関する全体計画・年間指導計画の作成に携わらないが、回数を決め計画的に指導している。
- ③食に関する全体計画・年間指導計画の作成はしていないが、受配校からの要請を受け、当該校に出向いて指導をしている。
- ④指導資料の配付のみを行い、受配校に出向いて指導はしていない。
- ⑤指導はしていない。
- ⑥その他

(2) 回答結果

| 項目 | 回答数 | 割合 |
|----|-----|-----|
| ① | 120 | 41% |
| ② | 44 | 15% |
| ③ | 82 | 28% |
| ④ | 7 | 2% |
| ⑤ | 21 | 7% |
| ⑥ | 21 | 7% |
| 計 | 295 | |



(3) 「⑥その他」の具体的内容

・食に関する全体計画・年間指導計画の作成に携わっていないが、受配校からの要請を受け、当該校に出向いて指導している。

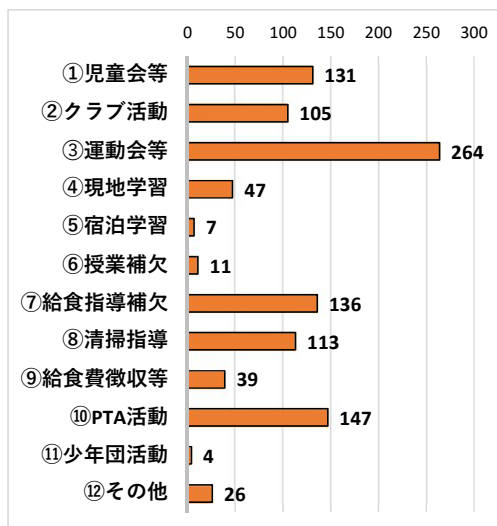
10 校内で関わる業務について（栄養教諭等の回答のみ）

(1) 質問項目 ※複数選択可

- ①児童会及び生徒会活動の指導
- ②クラブ活動の指導
- ③運動会、学習発表会、学校祭等の係
- ④現地学習、遠足等の引率
- ⑤宿泊を伴う学習の引率
- ⑥授業の補欠
- ⑦給食指導の補欠
- ⑧清掃指導
- ⑨給食費等の徴収及び管理
- ⑩PTA活動
- ⑪地域の少年団活動の指導
- ⑫その他

(2) 回答結果

| 項目 | 回答数 | 割合 |
|---------|-----|-----|
| ①児童会等 | 131 | 44% |
| ②クラブ活動 | 105 | 35% |
| ③運動会等 | 264 | 89% |
| ④現地学習 | 47 | 16% |
| ⑤宿泊学習 | 7 | 2% |
| ⑥授業補欠 | 11 | 4% |
| ⑦給食指導補欠 | 136 | 46% |
| ⑧清掃指導 | 113 | 38% |
| ⑨給食費徴収等 | 39 | 13% |
| ⑩PTA活動 | 147 | 50% |
| ⑪少年団活動 | 4 | 1% |
| ⑫その他 | 26 | 9% |
| 全体 | 296 | |



(3) 「⑬その他」の具体的内容

| | |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ・ スキー学習の指導・引率、支援が必要な児童への給食時間での個別対応 | |
| ・ 家庭科の授業(T2として。通常授業ならびに調理実習)、就学時検診(発達検査を含む)の係、アレルギー対応委員会、食物アレルギー面談、朝の登校指導 | |
| ・ 部活動の指導、生徒会、スポーツ文化、PTA特別、部活動の会計業務、学年の業務 | |
| ・ 学校栄養職員の為、指導をしたり計画を立てたりすることを独自で行うことはない。 | |
| ・ 部活動の顧問ではないが器楽部会計担当として事務的な業務、発表会の引率 | |
| ・ 令和5年度は行事等の係分担当なし。 | ・ 部活動の副顧問 |
| ・ 町内の青少年指導員のメンバー（町内巡視） | ・ 卒業式、入学式 |
| ・ 主に給食に係る業務 | ・ 管内スポーツ推進員 |
| ・ 生活保健部の分掌に属している | ・ 互助会担当 |
| ・ 所属学年の業務（出欠確認など） | ・ 給食配膳準備、下膳の補欠 |
| ・ 養護教諭が不在のため、保健関係の業務 | ・ 給食時間における学級での給食指導 |
| ・ 地域のお祭りの巡回指導 | ・ 給食センターへの人数報告 |
| ・ 部活動の担当 | ・ スケートリンクの造成・水撒き作業 |
| ・ 食数の管理 | ・ 食育の計画・実施 |
| ・ 部活動の顧問 | ・ 遅刻、登校しぶりの児童の対応 |

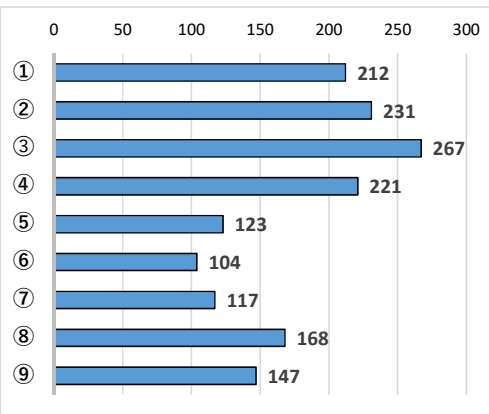
11 本務校における食に関する指導について、栄養教諭等が担当しているもの（管理職の回答のみ）

(1) 質問項目 ※複数選択可

- ①学級担任等と連携した各種計画案の作成
- ②教科・特別活動等における授業
- ③給食時間における学級での給食指導
- ④給食時間における放送や資料等を活用した食に関する指導
- ⑤委員会活動・クラブ活動における指導
- ⑥家庭における食生活や生活習慣等の実態把握
- ⑦家庭と連携した取組の企画・推進
- ⑧地域の食育の取組の情報収集
- ⑨関係機関と連携した取組の企画・推進

(2) 回答結果

| 項目 | 回答数 | 割合 |
|----|-----|-----|
| ① | 212 | 72% |
| ② | 231 | 78% |
| ③ | 267 | 91% |
| ④ | 221 | 75% |
| ⑤ | 123 | 42% |
| ⑥ | 104 | 35% |
| ⑦ | 117 | 40% |
| ⑧ | 168 | 57% |
| ⑨ | 147 | 50% |
| 全体 | 295 | |



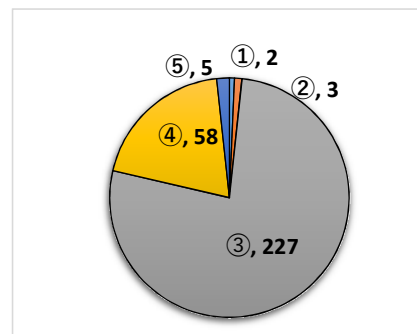
12 栄養教諭等の本務校における校務分掌について（管理職の回答のみ）

(1) 質問項目 ※いずれか選択

- ①教務部
- ②総務部
- ③保健体育部（健康部等）
- ④生徒指導部
- ⑤位置付けられていない

(2) 回答結果

| 項目 | 回答数 | 割合 |
|----|-----|-----|
| ① | 2 | 1% |
| ② | 3 | 1% |
| ③ | 227 | 77% |
| ④ | 58 | 20% |
| ⑤ | 5 | 2% |
| 計 | 295 | |



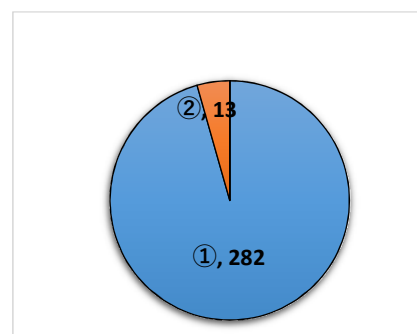
13 栄養教諭等の学校行事等による週休日の振替・代休の取得状況（管理職の回答のみ）

(1) 質問項目 ※いずれか選択

- ①完全に取得できている。
- ②一部取得できていない。
- ③ほとんど取得できていない。

(2) 回答結果

| 項目 | 回答数 | 割合 |
|----|-----|-----|
| ① | 282 | 96% |
| ② | 13 | 4% |
| ③ | 0 | 0% |
| 計 | 295 | |



**「学校における食育推進体制の整備に向けた実態調査」
の結果から見えた課題及び改善に向けたポイント**

栄養教諭は食に関する指導と学校給食の管理を職務として担っており、共同調理場の兼務や複数の学校の食育を担当するなど特殊な形態で勤務しています。栄養教諭が活動しやすい環境をつくるため、市町村教育委員会、配置校及び共同調理場においては、調査結果から見えた課題と改善に向けたポイントに留意し、食育推進体制の整備を図ってください。

○ **調査項目 3 食育の推進の必要性について**

- ・ 食に関する具体的な指導は、各教科等の多様な場面で行われるものであり、指導を進めるための体制づくりが必要であるが、学校経営方針に食育を位置づけるなど校長が主体的に推進している学校は、全体で61%にとどまっている。また、食育の推進について、必要性は感じられているが、推進体制の整備等に課題があると回答した栄養教諭の割合が19%ある。

○ **調査項目 4 食育推進体制の整備について**

- ・ 学校経営方針に食育を位置づけた上で、食育を担当する委員会を明確にするなど、校務分掌に位置付け、食に関する指導の推進体制を整えることが重要であるが、食育の推進を進行管理する委員会が設置されている学校は、全体で27%にとどまっている。また、学年・学級経営方針等に食育が位置付けられている学校は、全体で29%にとどまっている。

【改善に向けたポイント（調査項目 3, 4）】

- ・ 校長は、全校体制で組織的に食育が推進できるよう、教育課程の編成及び実施に当たり、「食に関する指導の全体計画」等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するとともに、委員会を設置するなどして、食育推進体制の整備や食に関する指導の校内研修の実施及び計画の推進状況の評価検証等に努めること。

※「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」（平成29年3月文部科学省）参照

○ **調査項目 5、6 栄養教諭が共同調理場を兼務する際や、本務校以外の調理場を管理する際の勤務時間などの定め方、栄養教諭の勤務時間管理**

- ・ 配置校の校長は、栄養教諭が効率的、効果的に職務を果たせるよう、学校と調理場それぞれで勤務する時間帯や勤務日などについて、一定期間の勤務パターン等を市町村教育委員会及び共同調理場長と協議して、あらかじめ定める必要があるが、校長のみで定めている学校は全体で5%、栄養教諭の勤務パターンを定めていない学校は全体で12%ある。また、勤務時間を管理していない学校の割合が、全体で2%ある。

【改善に向けたポイント（調査項目 5, 6）】

- ・ 配置校の校長は、栄養教諭の1日の勤務のしかたや一定期間の勤務のしかた（本務校で勤務する日、共同調理場や本務校以外の調理場で勤務する日、受配校への外勤など）等について、栄養教諭の勤務パターンを市町村教育委員会及び共同調理場長と協議し、定めること。

※「栄養教諭の任用について（通知）」（平成18年12月1日付け教学健第1070号）参照

※「学校における食育推進モデルプログラム」（北海道教育委員会（令和6年3月一部改正））参照

○ 調査項目 7 栄養教諭が食に関する指導と学校給食の管理を円滑に行うための配慮

- ・ 本務校に栄養教諭の校務用コンピュータが整備されている学校の割合は、全体で93%あるが、栄養教諭の指導者用コンピュータが整備されている学校の割合は、全体で50%にとどまっている。また、調理場全体の業務分担を見直し栄養教諭の業務が精選されている施設の割合は、全体で40%にとどまっている。

【改善に向けたポイント（調査項目 7）】

- ・ 教育委員会は、栄養教諭が適切な栄養管理を効率よく実施できるよう、給食管理ソフトの導入を検討すること。また、ICTを活用した食育を推進するため、栄養教諭が使用する指導者用コンピュータの整備を検討すること。
- ・ 教育委員会は、調理員に対し、日頃から担当業務に関する研修を充実させるなど、栄養教諭不在時の業務に支障のないよう万全を期すこと。
- ・ 教育委員会は、調理場において栄養教諭との円滑な連絡調整及び調理体制強化を図るため、調理員のリーダー制の導入を検討すること。

○ 調査項目 8 学校給食の管理に関する業務を担当している職員について

- ・ 栄養教諭は、衛生管理及び栄養管理等の給食管理が適切に実施されるよう、調理員等と連携を図り、指導助言及び管理することが職務内容に示されているが、実際の調理・配食作業に34%、食器・食缶等の洗浄作業に11%、廃棄物の処理作業に10%の割合で、担当業務として従事している。

【改善に向けたポイント（調査項目 8）】

- ・ 校長及び共同調理場長は、学校給食の管理に関する業務の役割分担を明確に示すとともに、栄養教諭の衛生や調理等に関する指導助言が円滑に実施されるよう、調理員を始めとする関係職員との意思の疎通が図られるよう努めること。

※「栄養教諭の任用について（通知）」（平成18年12月1日付け教学健第1070号）参照

○ 調査項目 9 受配校における栄養教諭による食に関する指導について

- ・ 栄養教諭は、食に関する指導を「食に関する指導の全体計画」等に位置付け、指導計画を踏まえた打合せを行った上で、学校に出向き直接指導を行ったり、学級担任が指導できるよう資料提供する役割を担っているが、栄養教諭が食に関する全体計画・年間指導計画の作成から携わり、計画的に指導している学校の割合は41%にとどまっている。

【改善に向けたポイント（調査項目 9）】

- ・ 配置校の校長は、複数の学校や共同調理場を担当する栄養教諭が、担当する全ての学校の「食に関する指導の全体計画」等の作成及び計画を踏まえた指導に参画できるよう、関係校長と連携を図ること。

※「学校における食育推進モデルプログラム」（北海道教育委員会（令和6年3月一部改正））参照

平成18年12月1日

各 教 育 局 長
関係道立特殊教育諸学校長
各市町村教育委員会教育長
(札幌市教育委員会教育長を除く。)
(各市町村立小中学校長) 様
(各共同調理場長)
各学校給食組合教育委員会教育長
(各共同調理場長)

北海道教育庁生涯学習部学校教育局学校安全・健康課長

栄養教諭の任用について（通知）

このことについては、平成18年1月11日付け教ス健第1517号により平成18年4月以降の任用に向けた取組について通知したところですが、当該通知において検討中としていた事項について、次のとおり取り扱うこととしたので通知します。

また、栄養教諭制度について、別添の資料1「栄養教諭制度」、資料2「市町村における食に関する指導体制の整備」、資料3「共同調理方式の学校における栄養教諭制度の活用」及び資料4「栄養教諭制度に関するQ&A」にまとめたので、校長及び共同調理場長においては、所属職員に周知してください。

記

1 栄養教諭の配置校と共同調理場、配置校と栄養教諭未配置校の兼務に関する取扱い

共同調理方式の学校に配置する栄養教諭は、共同調理場において学校給食の管理に従事するため、共同調理場に兼務発令することとします。

なお、栄養教諭が、栄養教諭及び学校栄養職員が配置されていない学校で食に関する指導に従事する場合は、栄養教諭の兼務発令ではなく配置校からの派遣により対応することとします。

2 共同調理場を兼務する栄養教諭の勤務時間の割振り

共同調理場を兼務する栄養教諭の勤務時間の割振りについては、栄養教諭配置校の校長が、配置校の他の教職員と同一になるよう割り振ってください。ただし、共同調理場で終日勤務する日がある場合は、その日の勤務時間（始業時間、終業時間、休憩時間及び休息時間）は共同調理場の勤務時間に合わせて割り振ってください。

3 栄養教諭・学校栄養職員の配置のない市町村における食に関する指導の推進

栄養教諭・学校栄養職員の配置のない市町村においては、次のことに留意し、食に関する指導を行ってください。

(1) 地域の実情に応じた取組

補食給食、ミルク給食を実施する市町村にあっては、教育庁から食に関する指導に係る情報提供などの支援をしていきますので、地域の実情に応じた取組などについて検討してください。

(2) 学校給食事務組合市町村の相互の連携

学校給食事務組合を構成する市町村は、組合又は市町村内の既存の学校給食運営委員会等を活用するなどして、相互に連携して、栄養教諭制度を活用した食に関する指導の推進を図ってください。

(学校給食グループ)

栄 養 教 諭 制 度

1 栄養教諭制度の意義

子どもたちが将来にわたって健康に生活していくための望ましい食習慣を形成することが重要となっていることから、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして担う栄養教諭が、学校給食を生きた教材として活用し、効果的な食に関する指導を展開するとともに、学校における食に関する指導のコーディネーターとしての役割を果たすことが期待されます。

☆栄養教諭制度の創設

学校教育法等の一部を改正する法律（H16. 5. 21公布、H17. 4. 1施行）

①学校教育法の一部改正

・学校教育法上に新たに栄養教諭を位置づけ、その職務を規定

第28条 ②小学校には、…栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

⑧栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

第40条：中学校に準用

第76条：盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部に準用

②教育職員免許法の一部改正

・栄養教諭の資質を担保するため、栄養教諭の免許状を創設し、基礎資格及び必要単位数等の取得要件について規定

・現職の学校栄養職員の栄養教諭への移行措置について規定

③身分等関係規定の整備

新たな職の創設に伴い、身分、定数、給与、給与負担等について関係法律の規定を整備

☆北海道における栄養教諭制度の導入

学校教育法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（H17. 7. 12公布、H17. 10. 1施行）

学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、新たに栄養教諭制度が設けられたことに伴い、道においても、この制度を導入するため、次の関係する条例の「学校職員」等の定義に栄養教諭を加えるなどの所要の改正を行った。

①北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

②北海道学校職員の給与に関する条例

③市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例

④北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例

⑤公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例

2 栄養教諭の職務内容

(1) 法律の定める職務内容

学校教育法第28条 「栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。」

(2) 具体的な職務内容

栄養教諭は、次の職務内容を標準として、地域や学校の状況に応じた食に関する指導と学校給食の管理を行うものとします。

なお、「学校給食の管理」の職務内容については、基本的に昭和61年3月13日付け文体給第8号文部省体育局長通知の別紙「学校栄養職員の職務内容」と同じです。

| 栄養教諭の職務内容 | | |
|--------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 標準的な職務 | 具体的な内容 | |
| 食 に 関 連 す る 指 導 | 1 教科、特別活動等における児童生徒への教育指導 | ①学級活動、給食の時間などの特別活動における指導 ②教科及び総合的な学習の時間等における学級担任や教科担任と連携した指導 |
| | 2 児童生徒に対する栄養に関する個別的な相談指導 | ①学級担任、養護教諭、保護者、主治医等との連携 ②食物アレルギーやその他の疾病をもつ児童生徒の献立等への対応 |
| | 3 食に関する指導の連携・調整 | ①校内における連携・調整 ・学級担任等と連携し、食に関する年間指導計画（給食指導を含む）の作成における積極的な参画 ・学級担任、教科担任、養護教諭等との連携、調整 ②家庭・地域との連携・調整 ・給食だより等の発行 ・PTA等との連携・調整 |
| 学 校 給 食 の 管 理 | 4 学校給食に関する基本計画への参画 | ①学校給食に関する基本計画の策定への参画 ②学校給食の実施に関する組織への参画 |
| | 5 栄養管理 | 学校給食における栄養所要量、食品構成に配慮した「生きた教材」としての献立作成 |
| | 6 衛生管理 | ① 作業工程表及び作業動線図の作成又は確認 ② 「学校給食衛生管理の基準」に定める諸帳簿の作成、又は記録の確認 ③ 「学校給食衛生管理の基準」に定める衛生管理責任者としての業務 ④ 学校給食の衛生管理に関する組織への参画 |
| | 7 調理指導 | 調理及び配食、施設整備の使用等に関する指導・助言 |
| | 8 物資管理 | 学校給食用物資の選定、購入及び管理への参画 |
| | 9 検食、保存食等 | 検食の実施及び検食用保存食の確認 |
| | 10 調査、研究等 | 児童生徒の食に関する実態調査等の実施 |

3 栄養教諭の資格

栄養教諭に求められる資質能力を制度的に担保するため、栄養教諭の免許状が創設されました。

(1) 免許状の種類

- 栄養教諭普通免許状
 - ・専修免許状（大学院修士課程修了程度）
 - ・一種免許状（大学卒業程度）
 - ・二種免許状（短期大学卒業程度）

(2) 現職の学校栄養職員に対する特別の措置

現職の学校栄養職員は、一定の在職経験と都道府県教育委員会が実施する講習等において、所定の単位を修得することにより、栄養教諭免許状を取得できるよう法律上の措置が講じられています。

【学校栄養職員の栄養教諭免許状取得方法の概要】

| | | |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栄養士資格の 状況 教員免許状の状況 | 管理栄養士免許又は管理栄養士養成課程を 修了し栄養士免許を有する学校栄養職員 | 栄養士免許を有する学校栄養職員 |
| 他の教諭又は養護教諭の 免許状を有する学校栄養 職員 ^{※1} | 栄養教諭「一種免許状」 必要な単位 ～「栄養に係る教育に関する科目」2単位 | 栄養教諭「二種免許状」 必要な単位 ～「栄養に係る教育に関する科目」2単位 |
| 上記以外の学校栄養職員 | 栄養教諭「一種免許状」 在職年数 ^{※2} 3年+10単位 ①「栄養に係る教育に関する科目」2単位 ②「教職に関する科目」8単位（栄養教育実 習含む） | 栄養教諭「二種免許状」 在職年数 ^{※2} 3年+8単位 ①「栄養に係る教育に関する科目」2単位 ②「教職に関する科目」6単位（栄養教育実 習含む） |

※1 「他の教諭又は養護教諭の免許状」とは、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭及び養護教諭のいずれかの普通免許状をいい、どの教科でも良く、専修・一種・二種のいずれでも良い。

※2 「在職年数3年」とは、栄養士免許又は管理栄養士免許取得後に「学校栄養職員」（学校給食法第5条の3に規定する学校栄養職員）として勤務した次の期間をいいます。

- ① 小学校・中学校・中等教育学校又は盲・聾・養護学校（小学部・中学部）の学校栄養職員としての勤務期間
- ② 共同調理場の学校栄養職員としての勤務期間

※3 教育委員会事務局や特殊教育諸学校の高等部単置校に勤務する学校栄養職員は、認定講習受講により単位を修得することはできますが、教育委員会事務局や特殊教育諸学校の高等部単置校に勤務している間は、免許状の授与申請はできません。

(3) 道教委が実施する講習

道内の公立小中学校及び特殊教育諸学校並びに学校給食共同調理場に勤務する学校栄養職員を対象に、栄養教諭免許状の取得に必要な単位を修得するための「北海道教育職員免許法認定講習」を平成17年度から19年度までの3年間実施する予定です。

- ・平成17年度 教員免許状所有者を対象に2単位取得の認定講習を実施済み
- ・平成18年度 主として、教員免許状を所有していない学校栄養職員を対象に、1年間で必要な単位（8～10単位）を取得できる認定講習を実施。（道内4会場で実施）

- ・平成19年度 平成18年度と同内容で実施できるよう調整する予定です。(札幌会場のみ)

《受講する際のサービスの取扱い》

所属長は、学校栄養職員が認定講習の受講を希望する場合は、職務に専念する義務を免除することができます。

また、認定講習が夏季及び冬季休業中の長期にわたることから、市町村教育委員会、学校、共同調理場にあつては、不在の間の調理場の対応など、調理場全体で協力体制を整備するなどの配慮が求められます。

4 栄養教諭の任用

(1) 任用の考え方

栄養教諭の任用に当たっては、単独調理方式の学校や共同調理場に配置している県費負担の学校栄養職員の職にある者からの任用を基本とし、栄養教諭として1年以上（再任用期間を除く。）勤務することができる者としします。

なお、学校栄養職員から栄養教諭への任用に当たっては、関係する教育委員会や学校の意向を十分に踏まえ、できるところから順次、任用することとし、学校栄養職員の意向に十分配慮することとします。

(2) 栄養教諭採用候補者特別選考

学校栄養職員を栄養教諭へ任用するに当たっては、北海道公立学校栄養教諭採用候補者特別選考要領（平成17年10月26日教育長決定）に基づき選考を実施します。

(3) 共同調理場に勤務する学校栄養職員の「学校籍」への移行

共同調理場に勤務する学校栄養職員の「学校籍への移行」については、次のとおり学校や共同調理場などの実情に応じて対応することとします。

ア 共同調理場に勤務する学校栄養職員を「学校籍」に移行する目的

(ア) 学校栄養職員を栄養教諭に任用するため。

(イ) 市町村教育委員会が学校栄養職員を栄養教諭へ任用する意向があり、当該学校栄養職員も栄養教諭への任用を希望している場合で、栄養教諭への任用前に学校に配置し、教職員との連携、協力を深めるため。

イ 学校栄養職員を「学校籍」に発令する時期

(ア) 上記アの(ア)により発令する場合は、栄養教諭への任用発令時

(イ) 上記アの(イ)により発令する場合は、栄養教諭への任用前の任意の時期（市町村教育委員会の内申により教育局が発令）

ウ 市町村教育委員会として、共同調理場に勤務する学校栄養職員を栄養教諭に任用しない場合は現行のままとし、学校籍への移行は不要です。

5 栄養教諭の配置

(1) 定数

栄養教諭の配置数は、「小学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基準」（平成3年3月8日北海道教育委員会決定）によります。

(2) 配置の考え方

ア 栄養教諭は、学校教育法の規定に基づき、学校に配置します。

- イ 単独調理方式の学校については、学校栄養職員が配置されている学校に栄養教諭を配置します。
- ウ 共同調理方式の学校については、共同調理場の近隣の受配校に栄養教諭を配置します。

なお、共同調理場において学校給食の管理に従事するため、共同調理場に兼務発令します。

- エ 学校給食組合教育委員会の場合は、組合の共同調理場の近隣の受配校に栄養教諭を配置します。
- オ 共同調理場の複数の学校栄養職員を栄養教諭に任用する場合や、直近の受配校が小規模などの事情で、市町村教育委員会が直近の受配校以外の学校に配置を希望する場合は、学校と共同調理場間の距離や時間を勘案し、学校栄養職員の意向にも十分配慮のうえ、教育局と市町村教育委員会が協議して配置校を決定することとします。

6 身分、給与等

教育公務員特例法の一部改正により、「教員」の定義に栄養教諭が加えられたことから、「採用及び昇任の方法」、「給与」、「休職の期間及び効果」、「兼職及び他の事業等の従事」、「公立学校の教育公務員の政治的行為の制限」、「研修」、「研修の機会」などの規定が栄養教諭に適用されます。

(1) 給与

栄養教諭の給与については、教育職給料表が適用され、教員特有の教職調整額や義務教育等教員特別手当が支給となります。

ア 給料

栄養教諭は、教育職給料表が適用となり、職務の級は2級となります。

イ 諸手当等

| | 支給対象となる手当 | | 支給対象外手当 |
|--------|-----------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 学校栄養職員 | 扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、 | 時間外勤務手当、休日勤務手当、介護業務手当 | 給料の調整額、義務教育等教員特別手当、教員特殊業務手当 |
| 栄養教諭 | 期末手当、勤勉手当、寒冷地手当 | 給料の調整額、義務教育等教員特別手当、教員特殊業務手当 | 時間外勤務手当、休日勤務手当、介護業務手当 |

(2) 服務

ア 勤務時間、休暇

(ア) 栄養教諭の勤務時間、休暇等については、他の教諭等と同様の取扱いとなります。

(イ) 共同調理場を兼務する栄養教諭の勤務時間

共同調理場を兼務する栄養教諭の勤務時間の割振りについては、栄養教諭配置校の校長が、配置校の他の教職員と同一になるよう割り振ってください。ただし、共同調理場で終日勤務する日がある場合は、その日の勤務時間（始業時間、終業時間、休憩時間及び休息時間）は、共同調理場の勤務時間に合わせて割り振ってください。

イ 服務

栄養教諭の服務については、他の教諭等と同様の取扱いとなります。

ウ 栄養教諭の時間外勤務

栄養教諭は教育職員なので、時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で、臨

時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限られます。(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第7条第2項)

- ・生徒の実習に関する業務
- ・学校行事に関する業務
- ・教職員会議に関する業務
- ・非常災害に関する業務

(3) 任用後の研修

学校栄養職員から栄養教諭に任用した者に対し、児童生徒に対する指導方法や栄養に関する研修会を実施します。

- ・研修内容：学校給食を生きた教材として活用し、効果的な食に関する指導を展開するための栄養、健康、衛生等に関する知識、技能及び指導力についての実践的な研修。
- ・開催方法：2日間の日程で実施。平成20年度まで実施予定。

7 食に関する指導

(1) 学校における食に関する指導

栄養教諭は、学級担任や教科担任と十分連携しながら、給食の時間はもとより学校教育活動全体を通して計画的・継続的な食に関する指導を行うこととなります。

栄養教諭免許状で担任できる範囲

栄養教諭は、「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」ものであり、保健指導と保健管理を職務とする養護教諭と同様、特定の教科や学級を担任することは想定されていません。

このことから、栄養教諭は、学級活動、給食の時間などの特別活動、教科及び総合的な学習の時間等において学級担任や教科担任と連携(T・T)して食に関する指導を行うこととなります。

(2) 食に関する年間指導計画の作成

食に関する年間指導計画は、食に関する指導についての諸活動が年間を通じて、どのように展開するのかを明らかにするための基本になる計画であり、食に関する年間指導計画は教職員の共通理解と全校的な協力体制のもとで作成されることが必要です。

具体の作成方法としては、学校において、関係の教職員が検討したり、栄養教諭が原案を作成したりして、職員会議等で教職員の理解を図りながら、決定することとなります。

(3) 栄養教諭任用時の食に関する指導

ア 食に関する年間指導計画を作成済みの学校における食に関する指導

栄養教諭任用時に当該年度の「食に関する年間指導計画」を作成済みの学校にあつては、当該計画が、共同調理場における学校給食の管理業務に支障をきたすものではないかを改めて確認の上、教職員の協力体制や栄養教諭の指導準備の状況等を勘案しながら、食に関する指導を進めてください。

イ 食に関する年間指導計画を作成していない学校における食に関する指導

栄養教諭任用時に「食に関する年間指導計画」を作成していない学校にあつては、教職員の共通理解と全校的な協力体制のもと、翌年度の「食に関する年間指導計画」を作成することとし、担任

教諭と十分に連携しながら、学校給食時における指導などから始め、教科における食に関する指導については、教職員の協力体制や栄養教諭の指導準備の状況等を勘案しながら、実施可能なものから徐々に実施するなど、学校の実情に応じて取り組んでください。

ウ 未配置校に対する食に関する指導

任用初年時においては、栄養教諭は、既存の学校給食運営委員会等を通じて、未配置校に対して食に関する年間指導計画の標準型や資料の提供を行うことを基本とします。

エ 食に関する指導の準備

栄養教諭は、学校での勤務が可能な時間帯においては、指導方法や教材の作成、児童生徒の状況などについて教職員と連携し、十分な打合せを行うとともに、認定講習や研修などで得た知識や理論を活用するなどして食に関する指導が充実するよう十分準備を行うこととします。

(4) 学校や共同調理場の実情に応じた食に関する指導

栄養教諭を任用するに当たって、各市町村教育委員会は地域や学校の実情に応じて、既存の学校給食運営委員会等を活用するなどして、市町村における食に関する指導が、共同調理場の状況や学校における食に関する指導体制の状況、栄養教諭の指導の準備状況など学校や共同調理場の実情に応じて行われるよう検討してください。

8 栄養教諭が活動しやすい環境づくり

共同調理場に勤務する学校栄養職員の栄養教諭への任用に当たって、共同調理場においては、「学校栄養職員の職務内容について」（昭和61年文部省体育局長通知）の趣旨を十分に踏まえ、学校栄養職員が現在担当している業務を見直すことや共同調理場全体の業務の効率化を図るなど、共同調理場の適正な運営がなされるよう改善、検討を行ってください。

なお、平成18年1月11日付け教ス健第1517号「栄養教諭の任用に向けた取組について」（スポーツ健康教育課長通知）において実施した「栄養教諭制度に関する調査」の結果を別途通知することとしていますので、これに基づき共同調理場全体の業務の効率化を検討してください。

また、市町村教育委員会等は、栄養教諭の勤務形態などを勘案し、学校と共同調理場間の移動時の公用車の使用について便宜を図ったり、共同調理場における必要な職員の配置や施設設備の整備などの予算対応も含め、栄養教諭が活動しやすい環境づくりに努めてください。

9 栄養教諭不在時の共同調理場の対応

市町村教育委員会においては、栄養教諭不在時の共同調理場の対応について、次の点に配慮してください。

(1) 共同調理場の体制の整備等

栄養教諭が学校で勤務する間、共同調理場においては、衛生管理等に支障をきたすことのないよう職員の担当業務の見直しや共同調理場全体の業務の効率化を図るなどして適正な運営がなされるよう改善を行ってください。

特に、市町村教育委員会事務局職員が共同調理場長等を兼務している場合など常勤の職員が配置されていない共同調理場においては、栄養教諭不在時の給食管理に支障が生じないように、職員の勤務体制の整備に十分配慮してください。

(2) 学校給食従事者の研修の充実

市町村教育委員会等や共同調理場長は、調理員等の学校給食従事者に対し、日ごろから担当業務に

関する職場研修を充実するなどして、栄養教諭不在時の業務に支障のないよう、万全を期してください。

10 関係規程等の整備等

(1) 関係規程等の整備

市町村教育委員会においては、栄養教諭の任用に当たって、学校職員の定義に栄養教諭を追加するなど、必要に応じて市町村立学校管理規則などの関係規程の改正を行ってください。

また、共同調理場を有する市町村教育委員会においては、栄養教諭は配置校から共同調理場への外勤や出張があることから、地域の交通事情等を勘案し、必要に応じて学校職員の自家用車の公用使用などについて、平成9年3月28日付け教職第3079号「道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱について」を参考に、手続きや基準などを定めてください。

なお、外勤命令や旅行命令、旅費請求については、次の事項を参考に事務の簡素化に配慮してください。

・外勤命令

道立学校の場合は、一定期間の外勤予定を外勤簿に記載し、まとめて命令することができること。

・旅行命令及び旅費請求

本務校と兼務先の移動に係る出張旅費は予算の範囲内で道が措置することになるが、出張の場合で行程が4Km以上25Km未満のときは、1か月分をまとめて命令・請求することができること（平成11年4月1日付け教給第1013号「学校職員に係る旅行命令簿等の様式及び請求方法の特例について」）。

(2) 移動中の事故防止等について

栄養教諭は、本務校と兼務先の間を移動すること多いため、交通事故防止に万全を期すとともに、万一、事故が起きた際は、適切に対処してください。

市町村における食に関する指導体制の整備

1 市町村における食に関する指導体制の整備

栄養教諭の任用に当たって、市町村教育委員会は、地域や学校の実情に応じて、既存の学校給食運営委員会等を活用するなどして、栄養教諭制度を活用した食に関する指導の推進を図ってください。

なお、既存の学校給食運営委員会を活用する場合は、関係委員による部会や小委員会により運営するなど、地域の実情に応じて工夫してください。

また、学校給食運営委員会など既存の組織がない場合は、教育委員会事務局職員、共同調理場長、校長、学校栄養職員（栄養教諭）など学校関係者による食に関する指導の推進組織を設置するなど、地域や学校の実情に応じた工夫をしてください。

2 学校や共同調理場の実情に応じた食に関する指導

学校給食運営委員会等では、市町村内の食に関する指導の推進や栄養教諭の指導時間の確保等について検討してください。

検討に当たっては、市町村における食に関する指導が、共同調理場の状況や学校における食に関する指導体制の状況、栄養教諭の指導の準備状況など学校や共同調理場の実情に応じて行われるよう検討してください。

3 栄養教諭の配置されない学校における食に関する指導

栄養教諭の配置されない学校（以下「未配置校」という。）は、市町村内の栄養教諭の協力を得て、食に関する指導を行ってください。

(1) 食に関する年間指導計画

- ・ 栄養教諭は、学校給食運営委員会等を通じて、「食に関する指導の全体計画及び年間指導計画」の標準型を未配置校へ提供することとします。
- ・ 未配置校では、この「食に関する指導の全体計画及び年間指導計画」の標準型を活用し、自校の指導計画を作成することとします。

(2) 食に関する指導

- ・ 未配置校は、自校の「食に関する指導の全体計画及び年間指導計画」に基づき、教科等において食に関する指導を実施することとします。
- ・ 未配置校で、栄養教諭を活用して食に関する指導を実施する場合は、学校給食運営委員会等を通じて栄養教諭の派遣を依頼することとします。

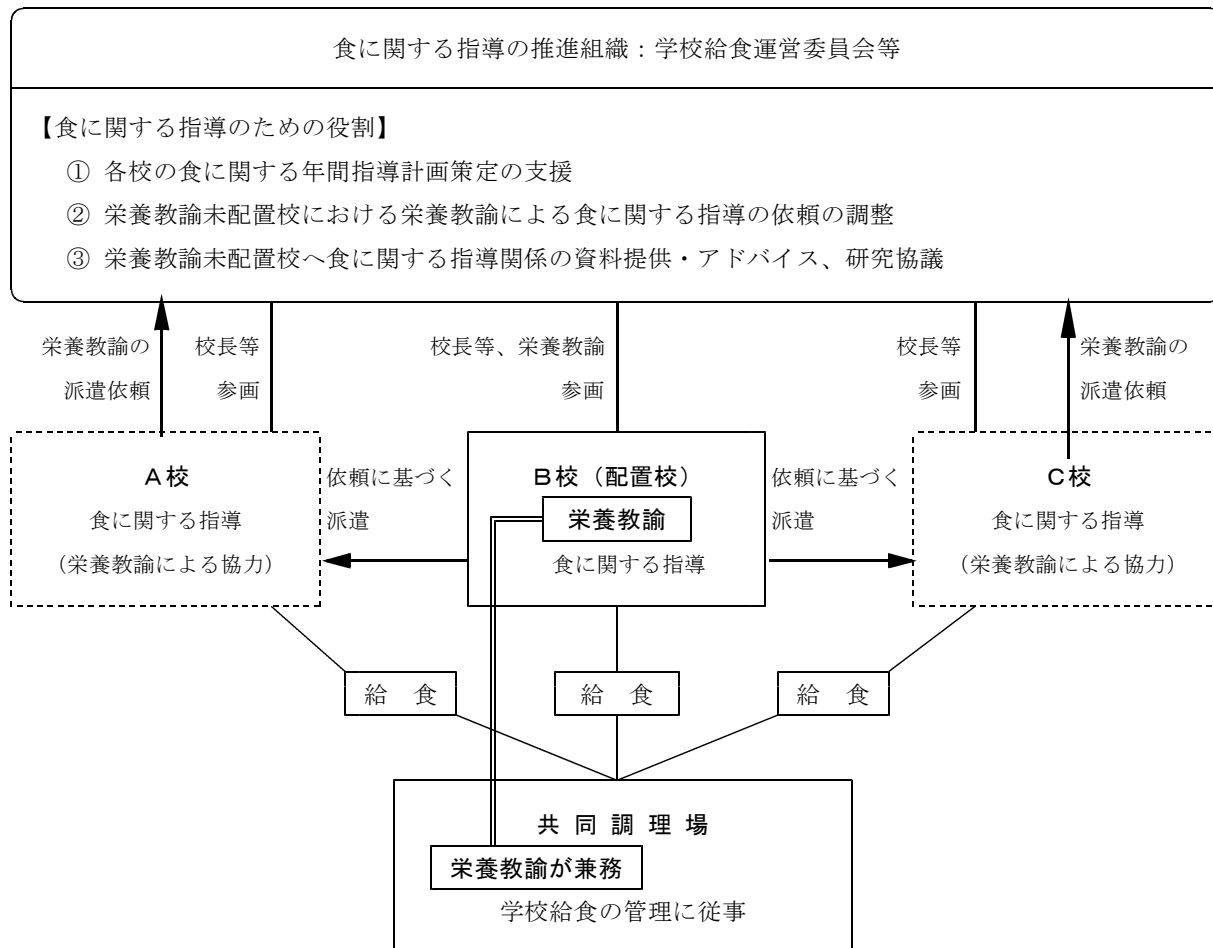
【未配置校における食に関する指導の考え方（派遣と兼務の相違）】

| | 未配置校からの依頼に基づき派遣する場合 | 栄養教諭に未配置校の兼務発令をする場合 |
|--------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 食に関する指導の実施主体 | 未配置校の教育課程を自校教員（教諭）が他校の教員（栄養教諭）と協力して実践 | 未配置校（兼務校）の教育課程を栄養教諭が自校教員として実践 |
| 教科等の指導形態 | T・T | T・T |
| 服務監督者 | 本務校の校長 〔未配置校での指導は出張又は外勤により行う。〕 | ・ 本務校と未配置校（兼務校）間の移動中及び本務校では本務校の校長 ・ 未配置校（兼務校）では未配置校（兼務校）の校長 |
| 校務分掌 | 本務校における校務分掌は本務校の校長が定める。 (未配置校においては、校務を分掌しない。) | ・ 本務校における校務分掌は本務校の校長が定める。 ・ 未配置校（兼務校）における校務分掌は未配置校（兼務校）の校長が定める。 |

(3) 個別相談

未配置校で児童生徒の個別相談を行う場合は、児童生徒・保護者の意向や学校の実情に応じて、栄養教諭の派遣を依頼するなどして対応してください。

4 共同調理場を有する市町村の「食に関する指導」を栄養教諭による派遣で行う場合のイメージ（任用初年時を除く）



※未配置校に対する食に関する指導については、資料1の7(3)ウに留意してください。

5 学校給食組合教育委員会構成市町村における栄養教諭配置校以外の「食に関する指導」の推進

(1) 組合を構成する各市町村内に食に関する指導を推進するため、既存の学校給食運営委員会を活用するなどして、各市町村内の学校の食に関する指導の支援や連絡調整等にあたる。

〔既存の組織がない場合は、学校関係者による食に関する指導の推進組織を設置するなどの工夫を行う。〕

(2) 学校給食組合教育委員会に食に関する指導を推進するため、既存の学校給食運営委員会を活用するなどして、各市町村内の学校の食に関する指導の支援や連絡調整等にあたる。

〔既存の組織がない場合は、学校関係者による食に関する指導の推進組織を設置するなどの工夫を行う。〕

共同調理方式の学校における栄養教諭制度の活用

1 市町村立学校の管理規則等の改正

栄養教諭は、学校に配置しますので、市町村立学校の管理規則に学校職員の定義又は学校に置く職員の職名を規定している場合は「栄養教諭」の追加や、共同調理場関係規則において共同調理場に「学校栄養職員を置く」としている場合は「学校栄養職員が置くことができる」に改めることが必要となりますので、その場合は、関係規程の改正を行ってください。

また、栄養教諭は配置校から共同調理場への外勤や出張があることから、地域の交通事情等を勘案し、必要に応じて学校職員の自家用車の公用使用などについて、手続きや基準などを定めてください。

2 栄養教諭配置校の決定方法

(1) 共同調理場の学校栄養職員が1名の場合

共同調理場に勤務する学校栄養職員を栄養教諭に任用する際、栄養教諭は学校に配置することになりますので、共同調理場の近隣の学校に異動（いわゆる学校籍）することになります。

栄養教諭は、共同調理場を兼務することになりますから、その移動の負担などを勘案し、栄養教諭の配置校は、共同調理場の直近の学校（受配校）としてください。

ただし、直近の学校が、小規模などの事情で他の学校に配置するほうが効果的な場合は、直近の学校以外でも差し支えありません。

(2) 共同調理場の学校栄養職員が複数の場合

基本的に上記(1)と同じですが、複数の栄養教諭を同一校に配置するよりも分散して配置したほうが効果的と考えますので、学校栄養職員の意向に十分配慮した上で、地域や学校の実情に応じて配置校を決定してください。

(3) 事務手続

市町村教育委員会として、配置校を決定し、教育局（人事担当）と協議の上、内申してください。栄養教諭の発令は教育局が行います。

3 栄養教諭の勤務時間の割振りの定め方

(1) 栄養教諭の勤務時間の割振り

共同調理場を兼務する栄養教諭の勤務時間の割振りは、配置校の他の教職員と同一になるよう割り振ってください。

ただし、共同調理場で終日勤務する日がある場合は、その日の勤務時間（始業時間、終業時間、休憩時間及び休息時間）は共同調理場の勤務時間に合わせて割り振ってください。

なお、これにより難い特別の事情がある場合は、教育局を通じ企画総務部教職員課と協議してください。

(2) 栄養教諭の勤務形態等を定める際の留意事項等

ア 共同調理場で勤務する時間帯や勤務日の調整

栄養教諭配置校の校長は、共同調理場を兼務する栄養教諭の1日の勤務のしかたや一定期間の勤務のしかた（学校で勤務する日、共同調理場で勤務する日、出張・外勤など）等について、共同調理場の衛生管理等に支障をきたすことのないよう共同調理場での勤務が必要な時間帯を十分考慮して、栄養教諭が共同調理場で兼務する勤務時間帯や一定期間の勤務パターンなどを共同調理場長、市町村教育委員会と協議し、定めてください。

イ 校長が栄養教諭の勤務形態を定める際の留意事項

校長が栄養教諭の勤務形態を定める際には、次の点に留意してください。

- (7) 校長は、一定期間の勤務形態を調整するに当たっては、学校給食の衛生管理の重要性を十分に考慮してください。
- (イ) 共同調理場の業務には、栄養教諭が直接携わることを必要とする多くの業務があり、その業務は衛生管理・指導、調理指導など共同調理場によって様々であることから、校長は、栄養教諭が共同調理場での勤務を必要とする時間帯について配慮してください。
- (ロ) 栄養教諭の共同調理場における業務は、献立作成など計画的に進めなくてはならない業務や物資の発注など特定の時期に集中する業務があることから、校長は、共同調理場長や栄養教諭の意見を聞くなどして、共同調理場の業務に支障がでないよう配慮してください。
- (エ) 校長は、一定期間の勤務形態を定めるに当たっては、1カ月単位や学期単位とするなどある程度長期的に定め、あらかじめ栄養教諭に示し、栄養教諭が計画的に職務に従事できるように配慮してください。
- (オ) 校長は、栄養教諭の意見を聞くなどして、学校行事等への参加と共同調理場の業務の双方に十分配慮することが必要です。校長は、学校行事等で週休日の振替を行う場合においては、兼務先の共同調理場の業務に支障が生じないよう配慮してください。
- (カ) 栄養教諭から休暇の申し出があった場合は、校長は、兼務先の共同調理場における業務を円滑に行うため兼務先である共同調理場長と連絡のうえ、承認してください。
- (キ) 調理業務を民間に委託している調理場を栄養教諭が兼務する場合は、栄養教諭の勤務形態を定める際に、調理作業や衛生管理に関する委託先関係者との打合せ時間の確保等に十分配慮してください。

ウ 勤務形態の例示

平成18年1月11日付け教ス健第1517号スポーツ健康教育課長通知により行った「栄養教諭制度に関する調査」の項目2（共同調理場の業務に関する調査）の調査結果をもとに、想定される勤務形態を別紙のとおり例示しますので、校長等は、これを参考に、学校や共同調理場の実情に応じて栄養教諭の勤務形態を調整してください。

4 関係書類の整備方法等

| | |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出勤簿 | 配置校で作成し、整理することになります。 |
| 外勤簿、旅行命令簿、旅費支給事務 | 栄養教諭が、共同調理場や配置校以外の学校で職務に従事する際は、外勤または出張となりますので、外勤簿、旅行命令簿を配置校で作成し、整理することになります。 旅行命令をかけた場合の旅費の支給事務も、配置校で行います。 |
| 給料、諸手当、福利厚生 | 配置校で事務を行います。 |

5 栄養教諭の派遣依頼の調整

市町村教育委員会においては、既存の学校給食運営委員会等を活用するなどして食に関する指導を推進することとし、具体的にはこの運営委員会等で、各校の食に関する年間指導計画の作成の支援や栄養教諭による食に関する指導の派遣依頼の調整をしていただきたいと思います。

なお、調整に当たっては、資料1の7（3）ウに留意してください。

栄養教諭の勤務パターンの例示

栄養教諭の勤務パターンを例示しますので、参考にしてください。

なお、これは、あくまで例示ですので、各校において学校や地域の実情に応じた工夫をして、学校における食に関する指導を推進するとともに、安全・安心な学校給食を実施してください。

【例示の前提条件】

| | |
|------------|-------------|
| 共同調理場の勤務時間 | 7：45～16：30 |
| 〃 の休憩時間 | 12：00～12：45 |
| 学校の勤務時間 | 8：00～16：45 |
| 〃 の休憩時間 | 15：45～16：30 |
| 栄養教諭の勤務時間 | 8：00～16：45 |
| 〃 の休憩時間 | 15：45～16：30 |

【栄養教諭の1日の勤務パターンの例示】

| 時間 | パターン① 〔自宅→共同調理場→配置校→自宅〕 | パターン② 〔自宅→共同調理場→配置校→共同調理場→自宅〕 | パターン③ 〔自宅→配置校→共同調理場→自宅〕 | パターン④ 〔自宅→共同調理場→自宅〕 | パターン⑤ 〔自宅→共同調理場→派遣校→共同調理場→自宅〕 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 7 | | | | | |
| 8 | 共同調理場 ・調理作業打合せ ・物資検収 ・水質検査 ・調理指導 ・衛生管理指導 ・保存食確認 ・検食確認 ・翌日の作業確認など | 共同調理場 ・調理作業打合せ ・物資検収 ・水質検査 ・調理指導 ・衛生管理指導 ・保存食確認 ・検食確認 | A 小学校 ・職員打合せ ・担任教諭等との打合せ ・指導案作成 ・教材作成 ・食指導準備 | 共同調理場 ・調理作業打合せ ・物資検収 ・水質検査 ・調理指導 ・衛生管理指導 ・保存食確認 ・検食確認 | 共同調理場 ・調理作業打合せ ・物資検収 ・水質検査 ・調理指導 ・衛生管理指導等 |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | A 小学校 ・給食指導準備 ○年○組給食指導 | A 小学校 ・給食指導準備 ○年○組給食指導 | A 小学校 ・給食指導準備 ○年○組給食指導 | 共同調理場 ・調理作業打合せ ・物資検収 ・水質検査 ・調理指導 ・衛生管理指導 ・保存食確認 ・検食確認 | 共同調理場 ・調理作業打合せ ・物資検収 ・水質検査 ・調理指導 ・衛生管理指導等 |
| 13 | 小学校 ・食指導準備 ・食に関する指導(教科) | 小学校 ・打合せ | 小学校 ・打合せ | 共同調理場 ・調理作業打合せ ・物資検収 ・水質検査 ・調理指導 ・衛生管理指導 ・保存食確認 ・検食確認 | 共同調理場 ・調理作業打合せ ・物資検収 ・水質検査 ・調理指導 ・衛生管理指導等 |
| 14 | 小学校 ・担任教諭等との打合せ ・指導案作成 ・教材作成 | 共同調理場 ・物資在庫確認 ・物資検収 ・物資発注 ・衛生管理記録 ・献立作成 ・諸帳簿整理など | 共同調理場 ・物資在庫確認 ・物資検収 ・物資発注 ・衛生管理記録 ・献立作成 ・諸帳簿整理など | 共同調理場 ・調理作業打合せ ・物資検収 ・水質検査 ・調理指導 ・衛生管理指導 ・保存食確認 ・検食確認 | 共同調理場 ・調理作業打合せ ・物資検収 ・水質検査 ・調理指導 ・衛生管理指導等 |
| 15 | 共同調理場 ・担任教諭等との打合せ ・指導案作成 ・教材作成 | 共同調理場 ・物資在庫確認 ・物資検収 ・物資発注 ・衛生管理記録 ・献立作成 ・諸帳簿整理など | 共同調理場 ・物資在庫確認 ・物資検収 ・物資発注 ・衛生管理記録 ・献立作成 ・諸帳簿整理など | 共同調理場 ・調理作業打合せ ・物資検収 ・水質検査 ・調理指導 ・衛生管理指導 ・保存食確認 ・検食確認 | 共同調理場 ・調理作業打合せ ・物資検収 ・水質検査 ・調理指導 ・衛生管理指導等 |
| 16 | 共同調理場 ・担任教諭等との打合せ ・指導案作成 ・教材作成 | 共同調理場 ・物資在庫確認 ・物資検収 ・物資発注 ・衛生管理記録 ・献立作成 ・諸帳簿整理など | 共同調理場 ・物資在庫確認 ・物資検収 ・物資発注 ・衛生管理記録 ・献立作成 ・諸帳簿整理など | 共同調理場 ・調理作業打合せ ・物資検収 ・水質検査 ・調理指導 ・衛生管理指導 ・保存食確認 ・検食確認 | 共同調理場 ・調理作業打合せ ・物資検収 ・水質検査 ・調理指導 ・衛生管理指導等 |

※栄養教諭未配置校に対する食に関する指導については、資料1の7(3)ウに留意してください。

栄養教諭制度に関する Q & A

| 区 分 | Q | A |
|------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 栄養教諭の職務 | ① 栄養教諭の職務内容には、「食に関する指導」と「学校給食の管理」がありますが、どちらが主となるのですか。 | 学校給食の管理とそれを活用した食に関する指導の双方を一体のものとして担うこととなります。 |
| | ② 受配校数や食数が異なる中、「児童生徒に対する栄養に関する個別的な相談指導」は、学校で、どのように進めるのですか。 | 栄養教諭による児童生徒に対する栄養に関する個別的な相談指導は、学校や地域の実情に応じて取り組むこととなります。 |
| | ③ 栄養教諭の学校における校務分掌はどうなりますか。 | 各学校における具体的な校務分掌は、配置校の校長が定めることとなりますが、栄養教諭は「食に関する指導」ばかりではなく、「学校給食の管理」を担うことから、校務分掌の決定に当たっては、このことに十分に配慮する必要があります。 |
| | ④ 栄養教諭が、部活動の担当をすることはできますか。 | 部活動の担当を決定する際には、栄養教諭は「食に関する指導」ばかりではなく、「学校給食の管理」を担うことから、このことに十分に配慮する必要があります。 |
| 2 服務・職務命令 | ① 共同調理場を兼務する栄養教諭の職務を監督する者は誰になりますか。 | 栄養教諭は、配置された校長の指揮監督のもとに職務を行うこととなり、外勤又は出張により兼務先の共同調理場で職務を行う場合は、共同調理場長の指揮監督のもとに職務を行うこととなります。 |
| | ② 共同調理場を兼務する栄養教諭の休暇等の承認は誰が行うのですか。 | 栄養教諭は学校職員であることから、服務監督者は配置された学校の校長となります。栄養教諭から休暇の申し出があった場合は、校長は、兼務先の共同調理場における業務を円滑に行うため、兼務先である共同調理場長と連絡のうえ、校長が承認することとなります。 |
| | ③ 共同調理場に係る用務で出張することはできますか。その旅行命令はセンター長が行うことになりますか。 | 栄養教諭は共同調理場を兼務していることから、共同調理場に係る用務での出張もできます。この場合、旅行命令は、センター長からの依頼を受けて校長が命令することとなります。 |

| 区 分 | Q | A |
|-------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2 服務・職務命令) | ④ 週休日に実施する運動会等の学校行事に栄養教諭を勤務させる場合、どのようなことに留意すべきか。 | 週休日に学校行事等で勤務する場合は、週休日の振替が必要です。栄養教諭に週休日の振替を行う場合は、兼務先の共同調理場の状況などについて共同調理場と連絡し、共同調理場の業務に支障がないよう配慮が必要です。勤務日を週休日に振り替えることで共同調理場の業務に支障をきたすおそれのないよう、事前に業務等の調整を行ってください。 |
| 3 定数関係 | ① 食に関する指導を充実するため、栄養教諭の加配が必要ではないですか。 | 定数の改善について、引き続き、国に要望していきます。 |
| 4 任用・配置関係 | ① 栄養教諭が配置されない学校の食に関する指導に従事するための兼務発令はどうなりますか。 | <p>栄養教諭が、配置校以外の受配校や単独調理方式の学校に係る食に関する指導に従事することについては、栄養教諭の兼務発令ではなく配置校からの派遣により対応します。</p> <p>なお、任用後、学校の食に関する指導体制等の状況が整うまでの1年程度は、配置校と共同調理場にかかる業務を基本とし、未配置校に対しては、既存の学校給食運営委員会等を通じて、食に関する年間指導計画の標準型や資料の提供を行うことを基本とします。</p> <p>また、これまで学校栄養職員として行っていた他校での給食管理業務等については、従前のとおりとします。</p> |
| | ② 学校栄養職員に対して、栄養教諭への任用について意向調査を行うのですか。 | 市町村教育委員会に対して、栄養教諭任用の意向調査を行います。市町村教育委員会は学校栄養職員の意向にも配慮の上、回答することとなります。また、本人の意向については、栄養教諭採用候補者特別選考の推薦書で確認することとしています。 |
| | ③ 事務組合共同調理場に勤務する学校栄養職員を栄養教諭に任用する場合は、どの市町村の栄養教諭になるのですか。 | <p>組合共同調理場の近隣の受配校に栄養教諭を配置することとしていますので、近隣の受配校のある市町村の栄養教諭になります。</p> <p>なお、事務組合を構成する市町村のうち栄養教諭が配置されない市町村にあっては、配置市町村と連携を図り、食に関する指導を推進してください。</p> |

| 区 分 | Q | A |
|-------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 人事関係 | ① 全員が栄養教諭にならなくてはなりませんか。 | 栄養教諭の任用に当たっては、学校栄養職員の意向に十分配慮することになります。 |
| | ② 今後の栄養教諭や学校栄養職員に係る人事異動の基本的な考え方はどのようなものですか。 | 学校栄養職員及び栄養教諭の人事異動については、基本的に他の教職員の人事異動と同様に各管内の人事異動要領に基づき行い、その際には、本人の意向を十分に把握するよう努めます。 |
| | ③ 共同調理場に勤務している学校栄養職員は、いつの時点で学校籍へ移行したらよいですか。 | 栄養教諭は学校に配置されますので、学校栄養職員のまま事前に学校籍とする場合に加えて、栄養教諭に任用するときに学校籍とすることもできます。 |
| 6 食に関する指導関係 | ① 栄養教諭制度の導入により、学校における「食に関する指導」はどのように行われるのでしょうか。 | <p>栄養教諭制度の導入によって、学校における食に関する指導は、食に関する年間指導計画に基づき、学校教育活動全体の中で計画的・継続的に行っていくこととなります。</p> <p>その指導内容については、学校や地域の実情に応じて、教職員が共通理解に立って、取り組むことが大切と考えています。</p> |
| | ② 学校における「食に関する指導」のための時間数の目安はあるのですか。 | 学校においては、食に関する年間指導計画に基づき、栄養教諭が教職員や保護者などと連携して、計画的・継続的に食に関する指導を実施することになりますが、その内容や時間数については、学校や地域の実情に応じたものになると考えています。 |
| 7 その他 | ① 栄養教諭になった場合、配置校と共同調理場間の移動に要する旅費や未配置校で食に関する指導を行うための旅費は、措置されますか。 | <p>栄養教諭が配置校と兼務先等を移動する際の出張旅費については、予算の範囲内で道が措置します。</p> <p>なお、外勤の場合は、市町村教育委員会において、公共交通機関を利用した際の経費の負担や市町村所有の公用車の使用について便宜を図るなどの検討をしてください。</p> |
| | ② 栄養教諭になることによって、管理運営旅費や校内研修促進費などの扱いはどのようになりますか。 | 校内研修促進費などの扱いについては、基本的に他の教員と同様となります。 |
| | ③ 栄養教諭を配置するため、市町村の学校管理規則の改正は必要でしょうか。 | 北海道立学校管理規則については、「職員」の定義を教育公務員特例法に定める「教員」としていることから改正を要しませんが、市町村の学校管理規則については、「職員」の定義の内容によっては、改正する必要があります。 |

